

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土曜)に
当たるときは、その翌日)

目次

◇規 則 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

敬老年金助成条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による指定医療機関の所在地の変更

土地改良事業計画の適否の決定 (三件)

土地改良事業の認可 (二件)

◇教委告示 教育委員会の招集

◇人委規則 職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「販売価格」を「購読料金」に、「三百円」を「五百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月分以後の鳥取県公報の購読料金について適用する。

敬老年金助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七号

敬老年金助成条例施行規則の一部を改正する規則

敬老年金助成条例施行規則(昭和四十七年四月鳥取県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二千円」を「三千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年一月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
有限会社 赤山薬局	境港市松ヶ枝町三一	昭和五十年二月一日
有限会社 貝田哲雄薬局	松ヶ枝町九	"
やの薬局	湊町二五	"

鳥取県告示第二百五十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	廃止年月日
増谷薬局 境出張所	境港市相生町五九の二	昭和四十五年十二月十三日
加藤薬局	中町二一	昭和四十四年九月一日
佐々木薬局	中野町三六二	昭和四十七年十二月二十一日
藤井薬局	米子市茶町六一	昭和三十九年十一月三十日

鳥取県告示第二百五十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
有限会社 山田薬局	米子市法勝寺町七〇	米子市道笑町一丁目八	昭和三十五年三月一日

鳥取県告示第二百五十七号

昭和五十年二月十七日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（蒲生地 区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十八号

昭和五十年二月十七日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（洗井地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月十九日から二十日間
三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百五十九号

昭和五十年二月二十五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（中村地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(瀬地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六十一号

気高町から申請のあつた町営土地改良(下原地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年三月十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

一日時 昭和五十年三月二十四日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市末広温泉町 白兔荘

三 議題 (1) 公立学校教職員人事について

(2) その他

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の三の表の三等級から五等級までの項を次のように改める。

三等級

- 一 警察本部の困難な業務を所掌する課の課長補佐又は次席の職務
- 二 警察署の困難な業務を処理する次長又は困難な業務を所掌する課の長の職務

三 警察本部又は警察署の特に困難な業務を分掌する係の長の職務	四等級 一 警察本部の課長補佐又は次席の職務 二 警察署の次長又は課長の職務 三 警察本部又は警察署の困難な業務を分掌する係の長の職務 四 警察本部又は警察署の特に困難な業務を処理する主任の職務	五等級 一 警察本部又は警察署の係長の職務 二 警察本部又は警察署の困難な業務を処理する主任の職務
-----------------------------------	---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年三月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改め、同表の教育委員会の

事務局等の教育機関の学校の幼稚園の項中

百分の十

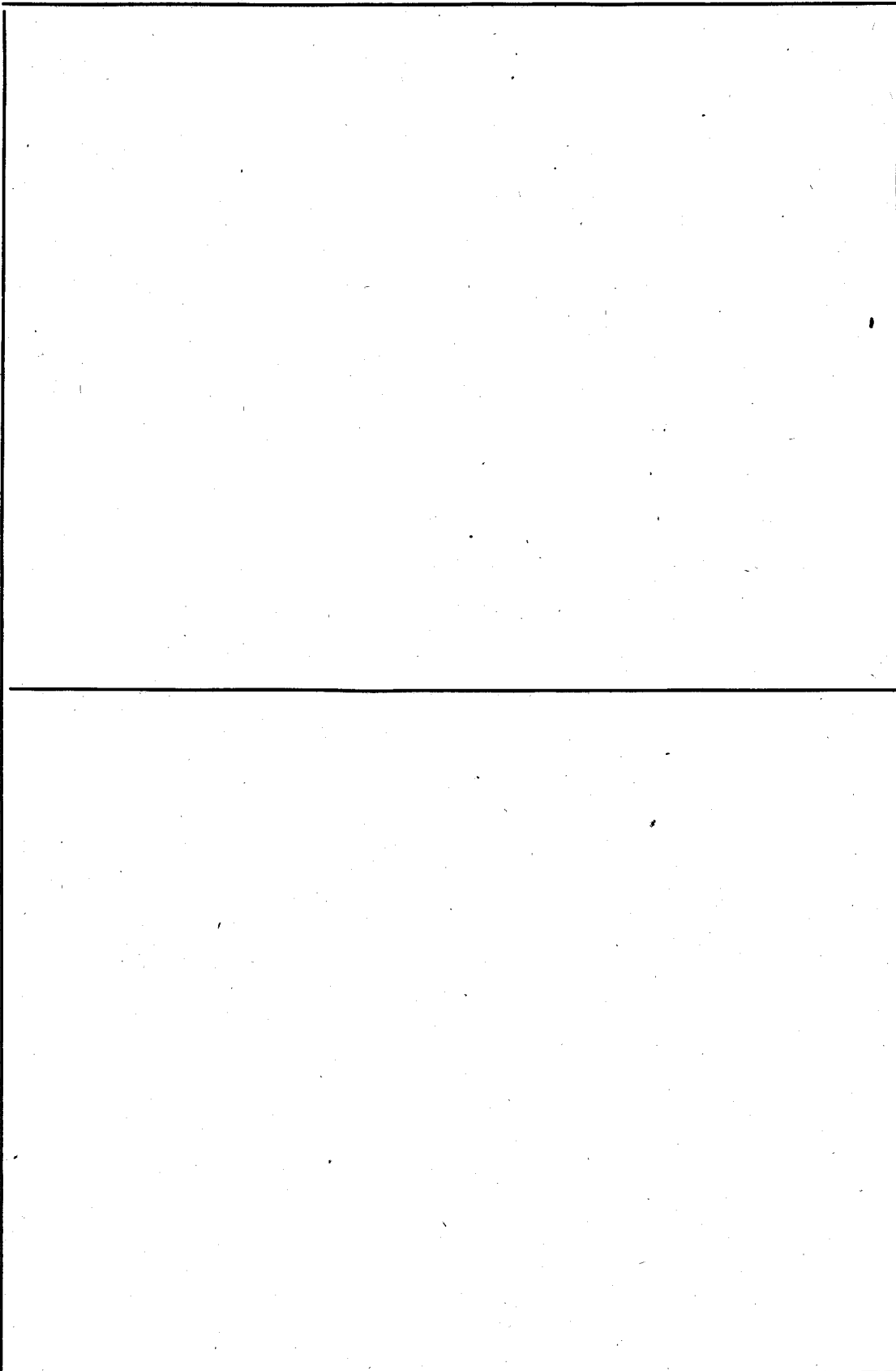
を

百分の十（特別措置条例
第三条の規定により教職
調整額が支給される職員
の占める職にあつては、
百分の八）

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月500円。郵送料を含む。）を添えて3月25日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読しだいので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、
及び代表者名 団体名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 報

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】